

個人番号を利用した情報連携について

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

● 情報連携とは？

個人番号を使い、行政手続きに必要な情報を行政機関等との間で直接授受することで、これにより、各種申請の際に添付する書類が省略・簡略化されることが期待されています。

短期給付においては、被扶養者認定・検認事務や給付金の申請について、提出書類の一部の省略・簡略化が見込まれています。

● 個人番号の漏えいが心配・・・

情報連携する際には、個人番号そのものではなく、異なる数値や文字列で構成された符号を使用し、個人番号漏えいのリスクを低減しています。

● 実施時期は？

平成 30 年 7 月から情報連携システムが稼働しました。これにより、高額療養費の給付手続きに必要な所得区分の確認（対象の方の同意が必要）など、短期給付の事務手続きの一部について添付書類の省略が可能となります。

当共済組合では、引き続き検証を重ね、円滑な情報連携が行われるよう対応していきます。

受けましょう！ 特定健康診査

あなたのカラダ大丈夫？「メタボ」じゃないですか？！

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

「忙しいから…」 「元気だから大丈夫！」 「結果が悪かったら…」 「去年受けたし」
いえいえ、そうではありません！メタボ（メタボリックシンドローム）は黙ってジワジワ近づいてきます。特定健康診査は、メタボを早い段階で発見し、改善することで生活習慣病を未然に防ぐことが目的です。

組合員の被扶養者のうち、39 歳から 74 歳（平成 31 年 4 月 1 日現在）の方を対象に、組合員の所属を通じて、特定健康診査受診券をお配りしています。お手元に届きましたら、同封の案内を確認して、必ず受診してください！

特定健康診査受診から特定保健指導利用までの方法

特定健康診査の案内と受診券（セット券）が届きます。医療機関を選んで受診予約をしましょう。

特定健康診査を受けます

特定健康診査受診券・被扶養者証・質問票を持参し、早目に受診して下さい。個人負担額は、ありません。

特定健康診査受診結果の通知

結果の受け取り方法は、受診した医療機関におたずねください。

特定保健指導の対象になったら…

特定保健指導を受けます

対象となられた方には、公立学校共済組合から利用券を送付します。

「セット券」が利用できます！

特定健康診査受診券と特定保健指導利用券がセットになった「セット券」を発行しています。特定健康診査でメタボのリスクのある方には、健診当日に特定保健指導の初回面談を無料で受診できます。

次の方は、特定健康診査の受診に代えることができるため、特定健康診査受診の必要はありません。（お手数ですが、健康診断結果の写しと、送付した受診券をご返送ください。）

- 個人で医療機関を受診する方、パート勤務先などで健康診断を受けた方
- 組合員の被扶養者で共済組合・互助会の短期人間ドックを受診する方